



杉並区

日常の「もやもや」をあきらめないで「すっきり」に！

令和7(2025)年3月14日  
杉並区総務部広報課

## 提案・実施の両サイドから合理的配慮を考える ガイドブックを作成しました

令和6年度は改正障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が全国で義務化され、区はこれを機に、合理的配慮に関するガイドブックを作成しました。

ガイドブックは、左から開くと提案サイド（障害当事者や支援者）の抱えるもやもやが、右から開くと、実施サイド（サービスや配慮を提供する側）の抱えるもやもやが書かれています。中ほどの頁にくると、双方のもやもやをすっきりするための「対話」について、その準備と心構えが説明されるという工夫がこらされています。そして、障害のある人からの提案による合理的配慮の事例がイラストとともに掲載されています。

このガイドブックは、3月17日(月)から区役所本庁舎1階の障害者施策課で配布するほか、区内の事業者等に配布し、合理的配慮を考えるうえで役立ててもらおう予定です。



区ホームページ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/18388.html>



(左) ガイドブックを作成した職員

(下) ガイドブックの中面



その他にも区では、障害者への合理的配慮の提供を地域に広げるために、地域のさまざまな場所に出向き、出向いた場所の職員と障害当事者が一緒に話し合い、お互いの「もやもや」を解決するという「共生社会しかけ隊」という取組を行っています。ガイドブックの作成には、共生社会しかけ隊のメンバーが参加しています。



令和7(2025)年3月14日  
杉並区総務部広報課

【共生社会しかけ隊】

区ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/8042.html#p1>



区公式 YouTube 番組 <https://www.youtube.com/watch?v=TDhPg-IJNUJ>



【障害者施策課長のコメント】

ガイドブックは障害の有無に関わらず多くの方に読んでいただきたいです。

障害のある人と合理的配慮を実施する事業者等が話し合っ物事を決めたり、困り事の解決策をみつけていくが増えると暮らしやすい社会になっていくと思います。事業者等の皆さんがこのガイドブックを活用し、「これならできそうだ!」と、できることから早速始めてくださるとうれしいです。

---

【報道機関 問い合わせ先】

障害者施策課長：03-3312-2111（内線）1141

広報課報道係：03-3312-2111（内線）1502